

## 第2章 災害対策本部等の設置等

### 第1 災害対策本部の設置

町長は、東南海・南海地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに忠岡町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

### 第2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、忠岡町災害対策本部条例及び第3編地震災害応急対策第1部第1章第1節第1の「災害対策本部の設置」に定めるところによる。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	教育長
2	公室長
3	事業部長

### 第3 災害応急対策要員の参集

- 1 災害応急対策要因の参集・配備は第3編地震災害応急対策第1部第1章第1節第2の「動員配備体制」を準用し行う。
- 2 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。
- 3 夜間、休日等勤務時間外において、通常交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、徒歩および自転車等で参集することを基本として、地震発生後の時間ステップごとに職員の参集可能人数を調査し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を検討するものとする。